

## 第3節

# 生物多様性 多様性にあふれた自然共生のまちづくり

### ビジョン



#### 【ひと】 自然に寄り添い、その恵みを持続的に利用しています

- ◆ 豊かな暮らしが生物多様性の恵みによって成り立っていることを理解し、多くの人の手によって身近な自然や生きものが守られています。
- ◆ 地産地消や旬を意識した消費行動など、環境に配慮したエシカル消費が主流化しています。
- ◆ 自然資本の価値を認識し、豊かな自然や生きものとふれあう体験やエコツーリズムなどが盛んになっています。

#### 【しごと】 あらゆる企業が生物多様性に配慮した事業を展開しています

- ◆ 地域の生態系の保全や 30by30 目標の達成への貢献など、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた活動に積極的に取り組んでいます。
- ◆ 食料や商品、材料の調達に当たっては、持続可能で環境負荷の低い経済活動が行われています。
- ◆ 環境ラベルの取得や未利用材の活用など、環境負荷低減に資する商品やサービスの開発に率先して取り組んでいます。

#### 【まち】 人と自然が共生した選ばれるまちづくりが進んでいます

- ◆ 生態系に配慮した花や緑、親水空間にあふれ、質の高い生活空間やビジネス環境が実現しています。
- ◆ 森林や農地、都市内緑地や博多湾など、生きものの生息・生育環境のつながりを意識した生物多様性の回復・創出が図られています。
- ◆ 自然が有する調整機能を活かした防災・減災や、森林保全による炭素吸収への貢献など、生態系を活用した持続可能なまちづくりが行われています。

### 指標

成果指標	現状値	目標値
貴重・希少生物等の確認種数	255 種 【2023(令和5)年度】	増加 【2034(令和16)年度】

※生物多様性の回復により、絶滅危惧種を含む貴重・希少生物等の個体数が増加し、市内で確認できる種数が増加している状態。

市民意識	現状値
生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合	28.2% ※1 【2024(令和6)年度】
豊かな水辺や緑に親しむことができる空間が維持・整備されていると思う市民の割合	70.8%(18.5%) ※2 【2024(令和6)年度】

※1 「第10次福岡市基本計画 第1次実施計画」に掲げた指標であり、「理解して行動している」市民の割合。

※2 ( )は肯定的意見「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」のうち、「そう思う」のみの数値。

## 現状と課題

### ○ 世界目標「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」

「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」とは、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標で、2022(令和4)年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の世界目標の1つに盛り込まれたものです。

目標達成に向け、国においては、国立公園等の保護地域の拡張等に加え、特定の場所に紐づいた民間等による生物多様性を増進する活動を認定し、その活動を通じて豊かな生物多様性が維持されている場所を自然共生サイトとすることとされています。

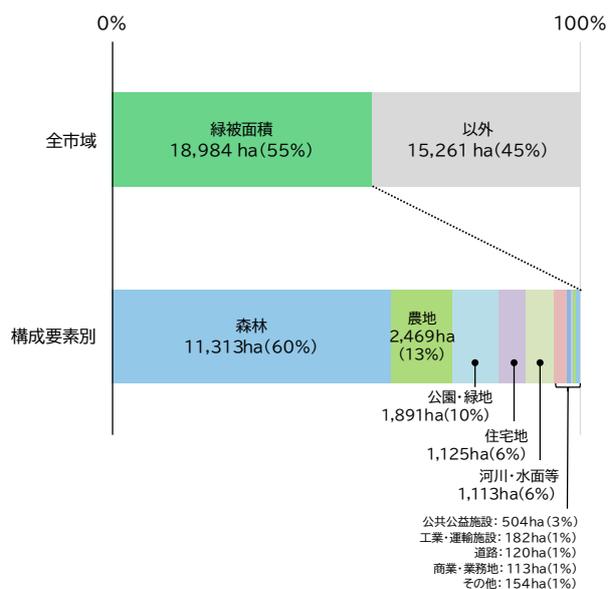
都市化によって、農地や博多湾の自然海岸が減少するとともに、多様な生きものの生息地である里地里山などにおいては、管理の担い手不足などにより、自然環境の質(植生等の質)が変化しており、自然共生サイトの登録推進等を通してネイチャーポジティブを実現していく必要があります。

### ○ 生物多様性に配慮したみどりの量的拡大や質的向上の推進

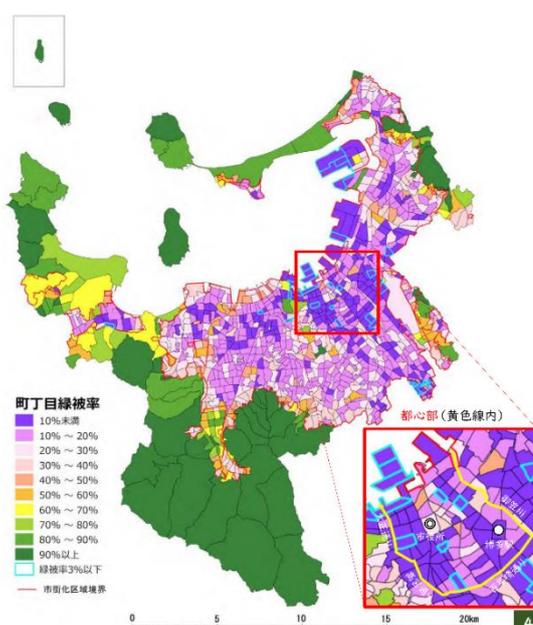
2022(令和4)年の福岡市内全域の緑被面積は18,984haで、2007(平成19)年と比較すると、緑被面積は120ha増加しており、これは農地等の減少を公園緑地等により補うことで、みどりの総量を維持している状況です。また、市域全体の緑被率は55%ですが、都市部は約10%にとどまっています。

今後も都市化の進展等に伴う農地等の減少が想定されるため、みどりの創出に取り組むとともに、在来種等の地域ごとの生態系、生物多様性への配慮や、福岡市を包み込む「みどりの輪」や山から海に伸びる「みどりの帯」の保全などを通じたみどりの質的向上を図る必要があります。

■ 緑被面積 (2022 (令和4)年)



■ 緑被率 (町丁目別) (2022 (令和4)年)



出典：「第2回福岡市 緑の基本計画検討委員会」資料

## ○ 貴重・希少種や身近な生きものの生息・生育環境の変化

今津干潟や和白干潟などの沿岸部、脊振山地や油山といった樹林地などは貴重・希少種をはじめとした生きものの重要な生息・生育地となっています。一方で、開発などの人間活動、地球環境の変化等の影響により、生きものの生息・生育に適した環境は失われつつあります。

生息・生育環境の変化や消失などにより1つの種が絶滅すると、多様な種が関わり合いながら成り立っていた生態系のバランスが連鎖的に崩れ、結果として、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすおそれがあります。そのため、生きものの実態調査や生息・生育環境の保全に継続的に取り組むことが重要です。

## ○ 外来生物による地域固有の生物相や生態系への影響

本市に生息する野生生物の中には、海外などから持ち込まれた外来種が多く存在しています。そのうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのある特定外来生物について、市内では、現在、22種が確認されています。近年では港湾地区においてヒアリ類が確認されているほか、野生化したアライグマが市街地でも目撃されており、生態系への被害や農畜産物の食害などが懸念されています。

特定外来生物による生態系への影響低減を図るため、関係機関等と連携し、特定外来生物の生息状況調査や防除の実施などに取り組んでいくことが必要です。



ヒアリ(写真提供:環境省)



アライグマ(写真提供:環境省)

## ○ 生物多様性及び生物生産性を踏まえた博多湾の環境保全

博多湾は干潟や藻場、浅海域などを有し、多様な生きものの生息・生育空間となっています。博多湾の有する豊かな自然は人々に多くの恵みを与え、私たちの生活を支えるとともに、潮干狩りやバードウォッチングなど、身近な市民の憩いの場としても親しまれています。

下水道の普及や高度処理などにより、博多湾の水質は改善されていますが、夏季における貧酸素水塊の発生や海藻養殖に必要な冬季のリン不足などが課題となっており、生物多様性及び生物生産性を踏まえた適切な水環境の保全が重要です。

博多湾が有する豊かな恵みを将来にわたって享受していくためには、市民や事業者など多様な主体が、ネイチャーポジティブを意識し、博多湾を守り育てる行動を進めていく必要があります。



博多湾



和白干潟保全活動

## ○ 生態系が有する調整機能の重要性

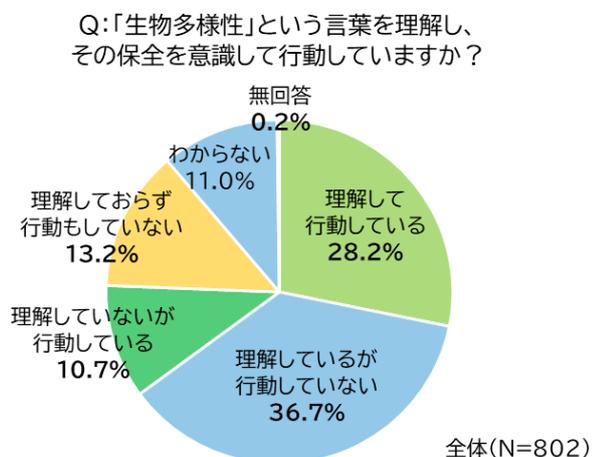
都市化の進展等によって、森林・農地が市街地へと変わってきたことにより、雨水が浸透しにくくなったり、一気に河川へ流出したりすることから、都市型水害の発生や河川の水量・水質への影響といった様々な問題が生じています。そのため森林や農地の保全、浸透機能や水辺環境の向上などにより、生態系が有する調整機能を高め、都市化とのバランスをとりながら健全化を図っていく必要があります。

## ○ 生物多様性の重要性の社会への浸透

生物多様性がもたらす豊かな恵みを将来にわたって享受していくためには、市民や事業者などあらゆる主体が生物多様性について考え、保全につながる行動を選択していくことが求められます。

2025(令和7)年に実施した環境に関するアンケート調査によると、「生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合」は28.2%にとどまっています。自然を体験する機会が少なくなっている現代においては、行政による自然体験の機会創出や環境教育の充実、人や社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の普及啓発などに取り組む必要があります。

### ■ 2025(令和7)年度 環境に関するアンケート調査(生物多様性について)



## 主な施策

### 第1項 生物多様性を守り、活かす

ふくおかの豊かな自然と多様な生きものから受ける恩恵を将来にわたって享受するため、多様な主体と連携・共働して、環境負荷の低減や多面的機能の活用、生物多様性の保全・回復・創出に取り組めます。

#### 1 生物多様性の保全・回復・創出

##### 生きものの生息・生育空間の保全・回復・創出

-  「生物多様性ふくおか戦略」を改定し、ネイチャーポジティブの実現に向けた効果的な施策を検討・実施していきます。
-  国の30by30目標の達成等のため、企業等と連携し自然共生サイトの登録を推進します。
-  市域における生物相の実態や変化を把握するため、定期的なモニタリング調査を実施します。
-  市民や市民団体等と連携し、貴重・希少種や身近な生きものの生息・生育環境の保全に取り組めます。
-  開発事業の実施等に際して、みどりのネットワーク形成など、生物多様性に配慮した事業となるよう誘導策について検討します。

##### 生物多様性への負荷低減

-  国や福岡県等と連携し、特定外来生物の調査や防除に取り組むとともに、市民等への適切な情報発信を行い、特定外来生物による被害の未然防止を図ります。

#### 2 生物多様性の恵みの活用

##### 福岡市の魅力の増進

-  森林や農地、ため池など保水能力の高い地域の適正な維持管理を促進するなど、生態系が有する防災・減災機能を高める取組みを推進します。
-  市内産農水産物のブランド化や魅力発信等による消費拡大に取り組むとともに、学校給食に積極的に使用するなど、市内産農水産物の地産地消を推進します。
-  生物多様性に支えられるふくおか固有の風景や、そこから生み出された伝統文化・伝統食・歴史資源などを普及・継承します。

### 3 環境配慮の促進

#### 環境影響評価

- 福岡市環境影響評価条例などにより、早期の計画段階などにおける環境影響評価を推進するとともに、環境影響評価に関する技術的指針や情報を整備するなど、適正な環境影響評価制度の運用を図ります。

#### 環境配慮指針

- 開発事業等の構想・計画段階からの適切な環境配慮を誘導するとともに、環境情報等の蓄積に基づく新たな知見や社会状況の変化に合わせて福岡市環境配慮指針を必要に応じて見直し、適切に運用します。



#### コラム

### 生物多様性ふくおかセンター

「生物多様性ふくおかセンター」は、福岡市の生きものや、生きものの恵みである文化や食、それらを守っていくためのアクションなどについて、子どもから大人まで楽しく学べるWEBサイトで、2025（令和7）年1月に開設しました。

市内で出会える身近な生きものを紹介する「ふくおかいきものガイド」や、スマートフォンアプリを活用して、市内の生きもの調査を行う参加体験型の「ふくおかいきもの調査隊」など様々なコンテンツを用意しています。



◀ WEBサイトはこちら

生物多様性ふくおかセンター 🔍

## 第2項 水と緑を守り、活かす

豊かな自然の恵みをもたらす博多湾や、市民に潤いと安らぎを与えるみどりを保全するとともに、豊かな水や緑を活かし、自然と共生した魅力的なまちづくりを進めます。

### 1 水辺環境の保全、水資源の有効利用

#### 博多湾の保全

-  下水の高度処理や底質改善などの水質保全に取り組むとともに、生物多様性及び生物生産性が確保された豊かな海をめざし、栄養塩類の管理のあり方を検討します。
-  博多湾海域における水質・底質のモニタリングや生きものの生息・生育状況等の調査を実施します。
-  市民や漁業関係者、事業者等と連携・共働して、藻場の保全・再生に取り組めます。

#### 干潟の保全

-  市民や市民団体等、多様な主体と連携・共働し、和白や今津などの貴重な干潟の保全を図ります。

#### 親水空間の確保

-  身近に自然とふれあえる場や環境学習の拠点、多様な生きものが生息する環境を創出するため、アイランドシティはばたき公園の整備を進めます。
-  都心部の貴重な海辺空間など、地区の特性を活かし、市民や来街者が楽しめる魅力あるウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）のまちづくりに取り組めます。
-  那珂川沿いの公園の再整備など、川に向かって開かれた、水辺を活かしたまちづくりの推進に向け、水辺の魅力づくりに取り組めます。

#### 河川の保全

-  多自然川づくりにより、多様な生きものの生息環境や水質の保全などを図り、自然豊かな河川の形成に取り組めます。

## 健全な水循環

- ① 限りある水資源を有効に活用するため、配水調整システムによる効率的な水運用や漏水対策、下水処理水の利用などにより、節水型都市づくりを推進します。
- ② 水の大切さについての広報活動等に努め、市民の節水意識の維持・高揚を図ります。
- ③ 水源かん養林の整備や市民や企業等との共働による水源かん養林の保全等の取組みを実施し、水資源の安定的な確保に努めます。

## 2 みどりの保全・創出・活用

### みどりの保全・創出・活用

- ① 公園・緑地をはじめ、街路樹や特別緑地保全地区等の保全や創出を図るとともに、適正な維持管理などに取り組みます。
- ② 良好な都市景観の形成や都市環境の改善を図るため、市民や企業との共働により、都心部をはじめとして全市域における植樹運動を展開し、緑豊かなまちづくりの推進に取り組みます。
- ③ 花と緑により、まちに彩りと潤いを与え、人のつながりや心の豊かさを生み出す「一人一花運動」の輪を広げ、花による共創のまちづくりを進めます。
- ④ 身近な場所やまちなかで憩いや安らぎを感じられるように、集合住宅やベランダ、都心部のオフィスビルなどの緑化を助成し、民有地の緑化を促進し、市民や企業との共働により、緑あふれる魅力的なまちづくりに取り組みます。
- ⑤ 様々な制度等を活用し、地域や企業等と連携して、公園の利活用の推進に取り組みます。
- ⑥ 緑地機能や防災機能など良好な都市環境の形成に寄与する農地の保全等に取り組みます。
- ⑦ 森林資源の循環利用のため、地域産材の利用拡大等に取り組みます。
- ⑧ CO<sub>2</sub>吸収の役割を担う森林を維持し、その働きを高める間伐等の適正管理を進めるとともに、創出されたクレジットを販売することで市の森林整備に活用します。



## 生物多様性に配慮したグリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会インフラの整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進める取り組みです。

自然環境が有する機能は、生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等、多様な効果を生みだします。

国においては、「自然と共生する社会」の実現に向けて「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定し、グリーンインフラがネイチャーポジティブやカーボンニュートラルの実現に大きな意義を持つことが強調されています。

特に、2024（令和6）年11月に運用を開始した「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」では、民間事業者の緑地確保において、地域に根差した植生の保全・創出や、生態系ネットワークの形成など、生物多様性に配慮した取り組みを評価・認定する制度を創設しており、今後、良質な緑地確保の取り組みが進んでいくことが期待されます。

### 都市部におけるグリーンインフラの取り組み・手法



出典：国土交通省「グリーンインフラ実践ガイド」

ビジョン



【ひと】お互いに配慮し合い、居心地のよい空間を形成しています

- ◆ 生活環境（空気、水のきれいさ、静けさ、におい・かおり）に配慮した行動が人々に根付いており、市民一人ひとりが暮らしやすいまちになるよう日々生活しています。
- ◆ エコドライブや環境負荷が少ない製品を選ぶなど、環境負荷の低減につながる取組みを実践しています。
- ◆ モラル・マナーが向上し、誰もがごみのない美しいまちづくりに貢献しています。

【しごと】関係法令を遵守し、周辺環境に配慮しています

- ◆ 工事などによるアスベストの飛散防止や騒音対策、土壌汚染対策など適正に取り組み、常に周辺の生活環境への配慮がなされています。
- ◆ 事業活動に伴う大気汚染の発生抑制や化学物質の適正管理、水質汚濁への対策など、健康や環境に悪影響を及ぼすリスクを低減しています。
- ◆ 事業活動が周辺の生活環境や景観への影響がないよう適正に行われ、自然や歴史的資源などを活かした景観形成が図られています。

【まち】安全・安心な生活環境と美しいまちなみが保たれています

- ◆ 大気環境の監視や適切な情報提供が行われるとともに、大気汚染物質の発生源対策や調査・研究が進み、その影響が低減しています。
- ◆ 自動車騒音などの環境騒音について、関係機関と連携した総合的な対策を講じ、良好な生活環境が保全されています。
- ◆ モラル・マナーの向上や、まちの美化活動により、誰にとっても住みよい住環境が実現しています。

指標

成果指標	現状値	目標値
大気・騒音・水質の 各環境基準達成率 <大気（NO <sub>2</sub> ・ベンゼン・PM2.5 ・ダイオキシン類）、騒音（自動車）・ 水質（BOD・ダイオキシン類）の7項目>	<NO <sub>2</sub> >100% <ベンゼン>100% <PM2.5>100% <ダイオキシン類（大気）>100% <騒音（自動車）>95.5% <BOD>100% <ダイオキシン類（水質）>100% 【2023（令和5）年度】	<NO <sub>2</sub> >100% <ベンゼン>100% <PM2.5>100% <ダイオキシン類（大気）>100% <騒音（自動車）>97.0% <BOD>100% <ダイオキシン類（水質）>100% 【2034（令和16）年度】

市民意識	現状値
生活環境（空気、水のきれいさ、静けさ、におい・かおり）の状況が良好だと思ふ市民の割合	75.9%（20.4%） 【2024（令和6）年度】
まちの景観が保たれ、ごみがない美しいまちづくりが進んでいると思ふ市民の割合	77.9%（20.6%） 【2024（令和6）年度】

※（ ）は肯定的意見「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」のうち、「そう思う」のみの数値。

## 現状と課題

### ○ 大気環境の状況と対策

福岡市では、大気汚染の状況を把握するため、市内 16 カ所に測定局を設置し、大気質の常時監視を行っています。2023（令和5）年度の調査では、環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）について、全ての測定局で環境基準を達成しています。

一方、光化学オキシダントは、全国のほとんどの測定局で環境基準を達成できない状況が続いています。福岡市においても、全ての測定局で環境基準が非達成<sup>1</sup>ですが、昼間の時間の約94%は1時間値の基準を達成しており、注意報等の発令<sup>2</sup>は、2020（令和2）年度以降ありません。今後も引き続き汚染機構の解明及びその発生等を抑制するための国際的な対応を国に要望するとともに、事業所への指導等、発生源対策を進めていく必要があります。

また、アスベスト除去を伴う解体等工事が、今後も全国的に増加することが見込まれていることから、アスベスト除去工事に関する対策の強化等、適切な対応が必要です。

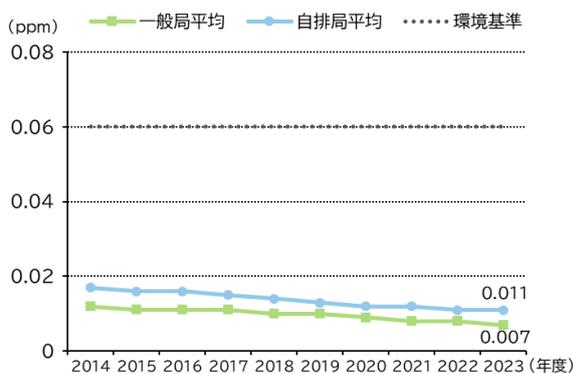
1 光化学オキシダントの環境基準は、昼間の1時間値で評価するため、1年のうち1時間でも環境基準を超えると非達成と判定します。

※全国測定局の2022（令和4）年度環境基準達成率：

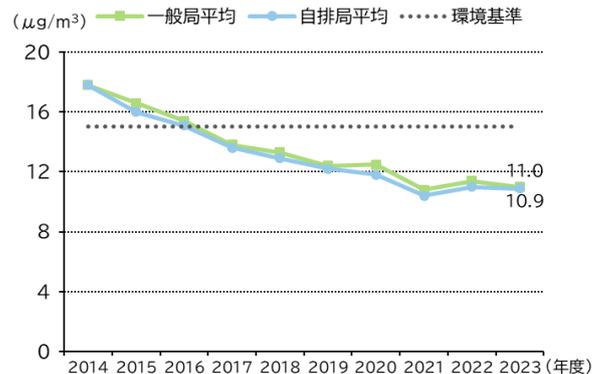
一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）0.1%、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）0%

2 光化学オキシダントの濃度が高くなる場合に福岡県が発令します。

#### ■ 二酸化窒素の年平均値の推移 （一般局、自排局）



#### ■ 微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の推移 （一般局、自排局）

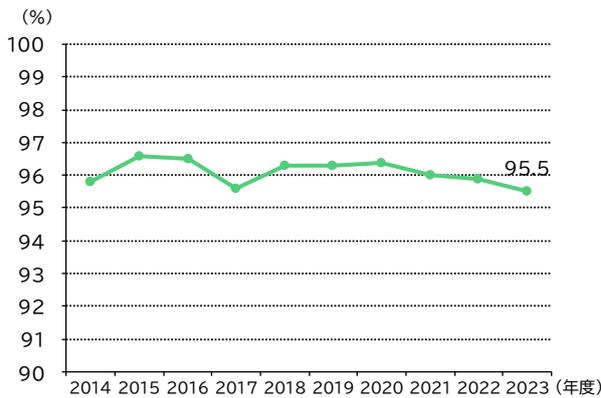


## ○ 音環境の状況等と対策

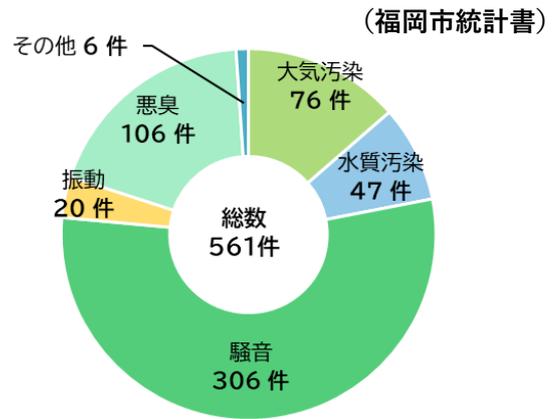
福岡市では、市内の幹線道路等において自動車騒音の常時監視を行っています。2023（令和5）年度の調査では、529 区間の環境基準達成率は 95.5%と、一部沿道の住居において環境基準が達成できていないため、引き続き関係機関等と連携を図りながら、交通流対策等に取り組んでいく必要があります。

また、2023（令和5）年度の福岡市における公害苦情相談件数の総数は 561 件で、そのうち最も多いのが騒音苦情（306 件）です。建設作業や工場・事業場、飲食店等の深夜営業など、騒音苦情は多岐に渡るため、個々のケースに応じた適切な対応が必要です。

■ 自動車騒音の環境基準達成率の推移



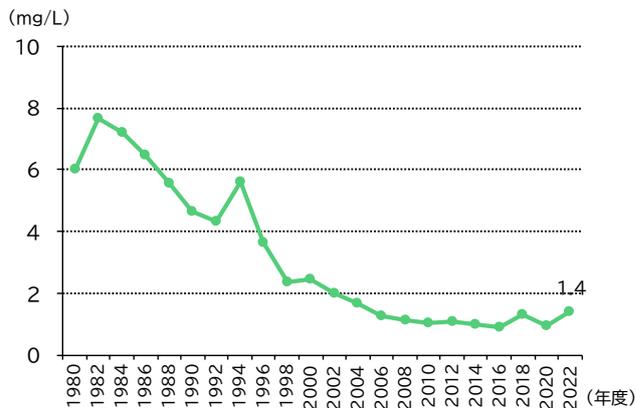
■ 2023（令和5）年度公害苦情相談件数内訳



## ○ 河川の水環境の状況と対策

市内河川の水質について、2023（令和5）年度は 11 水系 14 河川の環境基準点 19 地点で水質調査を実施しており、有機汚濁の代表的な水質指標である BOD は、全ての地点で環境基準を達成するなど、概ね良好な状況が保たれています。今後も良好な水環境を維持するためには、排出事業者への監視指導等、排出源対策を引き続き行っていく必要があります。

■ 市内河川における BOD（年平均値）の推移

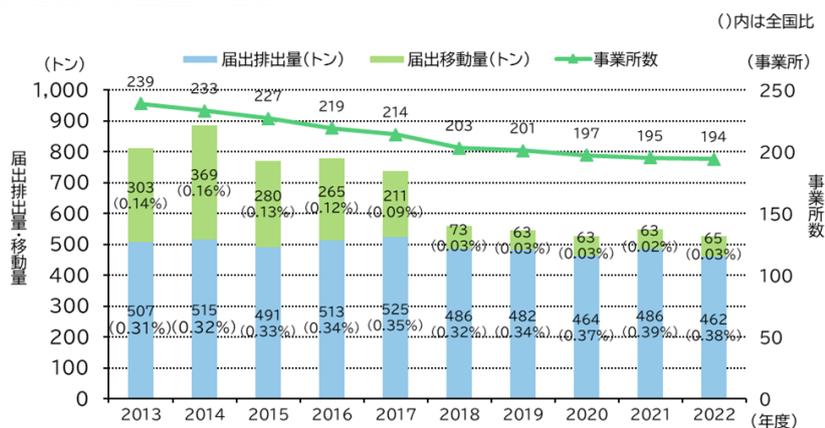


## ○ 化学物質に関する状況と対策

私たちの身の回りには、様々な化学物質が存在しており、快適な生活を送る上で、多くの化学物質が利用され、環境中に排出されています。これらの化学物質の中には、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすものもあるため、市民や事業者等が身の回りの化学物質に関する情報を正しく理解・共有することが大切です。そのため、引き続き、化学物質の排出量等の把握に努めるとともに、事業者による自主的な管理を促進していく必要があります。

また、有害物質による土壌や地下水の汚染といった課題についても、事業者への監視指導等に継続的に取り組み、適正に対応していくことが必要です。

### ■ 化学物質の排出量の推移



### ■ 市内の土壌汚染の判明件数の推移



### ■ 地下水概況調査における汚染井戸判明件数の推移（全市）



## 主な施策

### 第1項 安全・安心に暮らせる生活環境を確保する

大気汚染や水質汚濁、土壌汚染等の発生防止、騒音・振動や悪臭の発生抑制に取り組むなど、様々な環境リスクの低減を図り、安全・安心に暮らせる生活環境を保全します。

#### 1 安全・安心な生活環境の保全

##### 大気汚染対策等

-  黄砂や PM2.5 に対して市民等が予防行動をとれるよう、測定等に基づく情報を多様な媒体で市民等へ分かりやすく提供し、健康被害の未然防止を図ります。
-  常時監視システムにより大気環境の状況を把握するとともに、国等と連携し、大気汚染の機構解明や発生源に応じた対策に取り組みます。
-  大気汚染防止法に基づく排出規制や事業者の自主的な取組み等により大気汚染物質の排出削減を図ります。
-  建築物の解体等におけるアスベストの飛散防止対策の徹底を図ります。
-  花粉発生源の削減のため、スギ・ヒノキ人工林を広葉樹等への植替えを進めるとともに、間伐による針広混交林化を促進します。

##### 悪臭対策

-  悪臭防止法及び福岡市悪臭対策指導要綱に基づき、工場・事業場の監視指導を行うなど、悪臭発生源対策を推進します。

##### 騒音・振動対策

-  関係法令に基づき、工場・事業場や建設作業等に対し、騒音・振動対策の指導を行います。
-  交通騒音・振動の状況を継続的に調査・把握するとともに、関係機関等と連携・情報共有を図るなど、総合的な騒音・振動対策を推進します。

##### 河川の水質保全

-  水質汚濁防止法に基づき、河川の水質調査を実施するとともに、工場・事業場の立入検査等により、排水基準への適合状況の監視指導を行い、河川の水質保全を図ります。

## 土壌・地下水汚染対策

-  地下水の水質調査を実施し、その状況に応じて汚染範囲の特定や原因究明を行うなど、適切な対応を実施します。
-  水質汚濁防止法に基づき、有害物質を使用する工場・事業場の監視指導を実施し、有害物質の地下漏洩防止を図ります。
-  土壌汚染対策法に基づき、土壌の汚染状況の把握や措置を指導し、健康被害の防止を図ります。

## 有害化学物質対策

-  ダイオキシン類などの有害化学物質に加え、健康影響が懸念されている PFAS（有機フッ素化合物）等についても適切にモニタリング調査を実施します。
-  PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）を通じて把握した化学物質の情報等を市民等に幅広く周知するなど、市民生活における化学物質の適切な使用や事業者による適正な管理を促進します。
-  市の試験・研究機関の機能強化・連携による効果的・効率的な調査・研究を推進します。

## 第2項 美しく、住みよい生活環境をつくる

市民や事業者との共働により、自然環境や歴史資源などを活かした、住みよいまちづくりを推進します。

### 1 景観の保全・創出

#### 都市景観の形成

-  特に良好な景観の形成を図るべき地区の指定や地域特性に応じた景観形成を誘導するなど、個性を活かした景観の保全・創出に取り組みます。
-  地域等との共働による自然環境や歴史資源などを活かした景観形成を図ります。
-  福岡市屋外広告物条例の運用や、路上違反広告物追放登録員制度による市民の自主的な活動支援などにより、屋外広告物の適正化を推進します。

### 2 環境美化の推進

#### モラル・マナーの向上

-  ポイ捨てや近隣騒音、歩行喫煙の防止等、モラル・マナー向上について市民啓発を進めます。
-  駐輪場の整備や放置自転車の撤去を実施するなど、放置自転車対策を推進します。

#### まちの美化活動推進

-  清潔で住みよい生活環境づくりを推進するため、地域の自主的な環境美化活動を支援します。
-  定期的に道路清掃、街路清掃、河川の清掃・ごみ回収等を実施し、都市の美観及び清潔の保持を図ります。

## 第5節

### 広域連携

## 九州・アジアとつながる環境協力のまちづくり

### ビジョン



#### 【ひと】 自然や資源を補い合い、支え合って暮らしています

- ◆ 廃棄物処理や水の安定確保など、自身の生活が近隣地域と支え合って成り立っていることを理解し、環境にやさしい行動をとっています。
- ◆ 地球温暖化や海洋プラスチックごみをはじめとする国内外の環境問題について理解・関心を深め、自身の生活と国内外の環境問題とのつながりを意識し、環境にやさしい行動をとっています。

#### 【しごと】 福岡市発の環境技術の移転が進んでいます

- ◆ 市内企業や研究機関等が環境問題の解決に向けて果敢にチャレンジし、行政とも連携しながら、福岡市発の環境技術やサービスが国内外の都市に移転されています。

#### 【まち】 アジアや世界の環境改善、脱炭素に貢献しています

- ◆ 福岡都市圏をはじめ、九州、国内の地域と環境施策の幅広い分野で連携・協力しています。
- ◆ 廃棄物埋立技術である「福岡方式」などの技術や維持管理を含めたノウハウが適正に普及しており、また、国際会議などでの発信を通じて、環境分野における福岡市の認知度が国際的に向上しています。

### 指標

成果指標	現状値	目標値
海外からの研修・視察受け入れや海外への技術協力等による国際貢献・協力件数 (廃棄物管理・上下水道技術)	159件 【2019(令和元)～ 2023(令和5)年度】	400件 【2025(令和7)～ 2034(令和16)年度】

市民意識	現状値
福岡市と近隣地域とが協力して、自然や生活環境が保たれていると思う市民の割合	66.5% (15.8%) 【2024(令和6)年度】
福岡市の環境技術がアジアや世界に貢献し、存在感を高めていると思う市民の割合 (廃棄物管理・上下水道技術)	46.6% (14.0%) 【2024(令和6)年度】

※( )は肯定的意見「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」のうち、「そう思う」のみの数値。

## ○ 福岡都市圏等との広域的な連携・協力

自然環境の保全、廃棄物対策、自動車公害対策、水質汚濁の防止等は、福岡市単独では解決が困難な広域的な問題です。

また、地理的に水資源に恵まれていない福岡市は、水道水の約3分の1は筑後川の水を利用しているなど、私たちの生活は広域的な連携・協力によって成り立っており、引き続き福岡都市圏全体や県・国などとの広域的な連携・協力を進めていくことが重要です。

## ○ 廃棄物埋立技術「福岡方式」の海外展開

福岡大学と福岡市が共同で開発したごみ埋め立て技術の「準好気性埋立構造」は「福岡方式」と呼ばれ、メタンガス排出や廃棄物による浸出水の汚染を抑制する効果があることから、日本各地の埋立場で採用され、1979(昭和54)年には日本の標準構造として認定されました。

また、2011(平成23)年には国連CDM(クリーン開発メカニズム)において福岡方式による既存埋立場の改善がカーボンクレジットを認める新たな手法として認定されました。

「福岡方式」は埋立場の改善効果に加えて、安価な材料で比較的簡便な技術で建設できるため、持続可能な埋め立て方式として、現在、アジアを中心として世界21か国で導入されており、埋立場の改善を通じて、アジア太平洋諸都市の廃棄物問題解決と脱炭素の推進に貢献しています。

一方、建設に携わる技術者の理解が十分でないまま整備を進めている、維持管理が継続的に行われていないなど、適正でない事例が報告されているため、国内外の「福岡方式」に携わる技術者がともに学び合い、協力関係を構築するための国際的な推進組織「福岡方式グローバルネットワーク」を2022(令和4)年に設立し、国連ハビタットや環境省、JICA等と連携し、国際貢献に取り組んでいます。



## 主な施策

### 第1項 市域を超えた環境協力を進める

福岡都市圏をはじめ、近隣自治体等と連携・協力し、気候変動問題や海洋プラスチックごみ問題等、広域的な環境問題の解決に向けた取組みを推進します。

#### 1 福岡都市圏との連携

##### 都市圏市町の環境協力

-  廃棄物処理や環境保全など広域的な環境行政に対応するために設立された「福岡都市圏環境行政推進協議会」などの活動を通して、福岡都市圏の環境協力を推進します。
-  市民・企業・行政が一体となって海岸等の清掃を行う「ラブアース・クリーンアップ」において、福岡都市圏とも連携・協力し、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた活動を推進します。
-  自然災害の発生時、一時的に大量発生するごみの処理に迅速かつ適切に対応できるよう、「福岡市災害廃棄物処理計画」に基づく職員の研修・訓練の実施や、周辺自治体等との相互支援協定に基づき、平時より広域連携の強化に努めます。

##### 水源地域・流域との連携・協力

-  市域外の水源地域・流域との交流・連携事業や森林保全等に取り組み、水の安定的な確保に努めます。

#### 2 九州・国内各地域との連携

##### 福北連携

-  福岡市と北九州市の両市に共通する課題の解決や市民生活の質の向上等に向けて共に取り組みます。

##### 四市連携

-  九州の縦軸を形成する四市（鹿児島市・熊本市・福岡市・北九州市）による環境分野の交流・連携を推進し、九州の一体的な発展に貢献します。

## 第2項 環境技術を活かして国際社会に貢献する

廃棄物埋立技術「福岡方式」や上下水道技術など、ふくおかの環境技術を活かした国際貢献・国際協力を推進し、アジアをはじめ国際社会におけるプレゼンスの向上を図ります。

### 1 国際貢献・国際協力

#### 国際貢献・国際協力

-  国連ハビタットや環境省、JICA、世界銀行等と連携し、福岡方式の海外普及を推進し、アジアをはじめ世界の生活環境の改善や、温室効果ガスの排出削減への貢献を図ります。
-  浸水対策や節水型都市づくりなど、福岡市が培ってきた知見やノウハウを活かし、国際貢献・国際協力を推進します。
-  研修生の受入や技術者派遣等により、職員相互の人材育成、ニーズに応じた国際貢献・国際協力を推進します。

## 第5章 計画の着実な推進に向けて

### 第1節 推進体制

#### 第1項 各主体の役割と連携

めざすまちの姿の実現に向けては、行政だけでなく、市民・事業者等が環境に対して担うべき役割を理解し、主体的に環境保全につながる取組みを実践していくことが必要です。

また、環境問題の解決に向けては、各主体における取組みだけでは限界があるため、あらゆる主体がつながり、連携することで、地域社会全体で課題に対する共通認識を持ち、共働の取組みを広げていくことが重要です。

ここでは、本計画を着実に推進していくために期待される各主体の役割と連携について示します。

#### 1 各主体の役割

##### (1) 市民の役割

私たち一人ひとりの生活が環境に対して様々な影響を与えていることを理解し、省エネやリサイクルの実践など、環境に配慮したライフスタイルへ転換することが求められます。また、地域や市民団体などの環境活動に積極的に参加し、自らの学びや活動を家族や友人などの身近な人に伝え、取組みの輪を広げていくことも重要です。

<市民の取組み例>



ラブアース・クリーンアップの様子



街路樹の植樹の様子

## (2) 市民団体等の役割

様々な目的で活動している市民団体、NPO 法人、自治協議会や子ども会などの地域の組織等、規模や活動目的も多様な団体があります。このような団体が率先して環境に配慮した行動を実行するとともに、市民等への情報発信や学びの機会の提供などに取り組むことが求められます。また、特に環境活動を専門としている団体は、他の主体の環境教育や環境保全活動を支援することが期待されます。

### <市民団体等の取組み例>



採蜜体験の様子



地域集団回収の様子

## (3) 学校等の役割

幼児教育や学校教育は、子どもたちの環境マインドの基礎を育む重要な場です。教職員等は環境教育の考え方や手法を学び、多様な教材や体験学習等により、子どもの成長段階に応じた体系的な環境教育を推進することが求められます。また、学校等の活動を家庭や地域に発信することや、地域、市民団体、事業者などとの連携・共働を通して、社会全体の環境への関心・取組みの風土を醸成していくことも大切です。

### <学校等の取組み例>



調理くずの堆肥化に取り組む様子



環境学習の様子

#### (4) 事業者の役割

持続可能な社会の実現には、事業者の環境に配慮した事業活動が不可欠です。事業者は、環境法令等の遵守を徹底するとともに、原材料の調達から消費までのサプライチェーン全体での環境負荷の低減につながる取組みを主体的に推進していくことが求められます。また、環境問題の解決につながる先進的な技術や環境配慮型商品・サービスの開発などに積極的に取り組むことや、これまで培ってきたノウハウや人材を活かして、地域社会の一員として環境教育や環境保全活動に取り組むことや、従業員やその家族の環境行動を後押しすることが期待されます。

<事業者の取組み例>



福岡バイオフィードリサイクル工場  
見学ツアーの様子



再生可能エネルギーツアーの様子

#### (5) 行政(市)の役割

職員一人ひとりが環境意識を高めて、市民の模範となる行動をするとともに、大規模事業者・消費者として、社会に大きな影響を与えることから、環境に配慮した取組みを率先して行います。また、目標やビジョンを提示し、市民や事業者等の行動促進の基盤づくりを行うとともに、それぞれの取組みの後押しや活動を結び付ける施策を展開し、あらゆる主体の共感を得ながら、共に環境課題に取り組んでいきます。

<行政(市)の取組み例>



環境フェスティバルぶくおかの様子

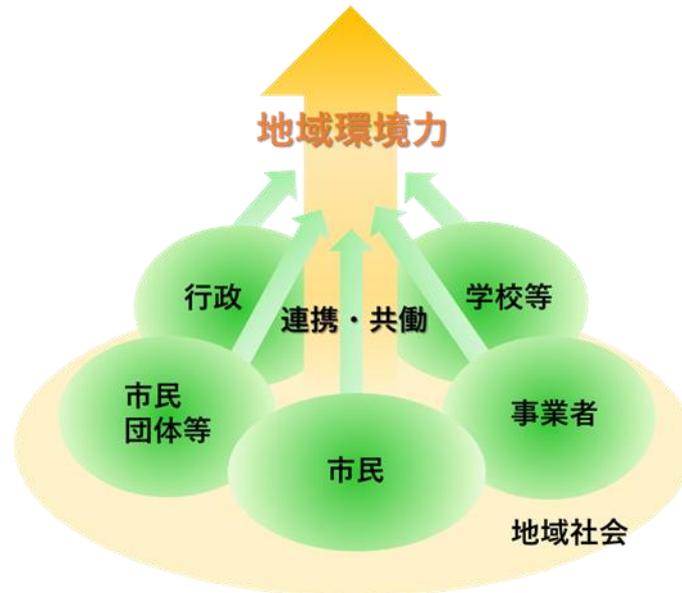


干潟の生きもの観察会の様子

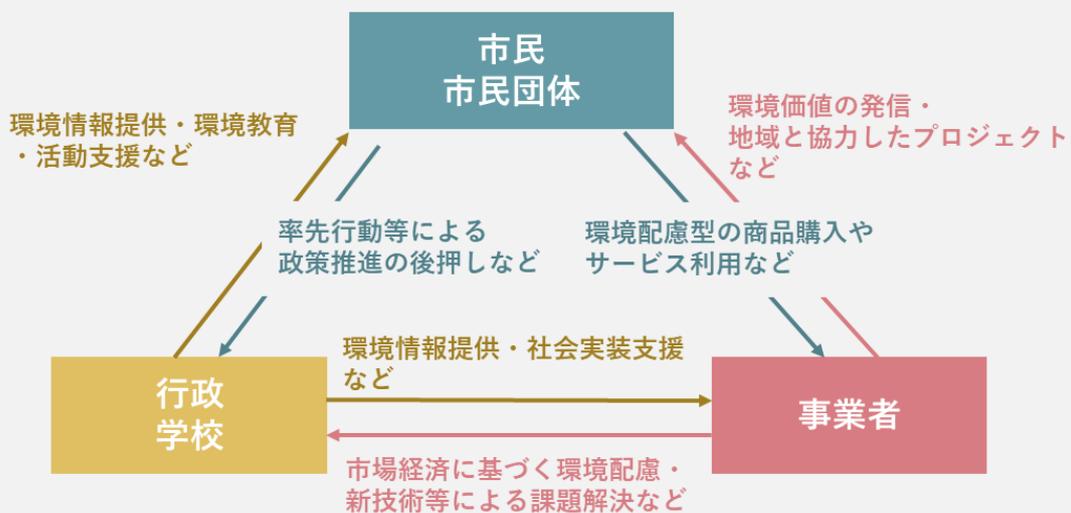
## 2 各主体との連携

### (1) 地域環境力の向上

本計画を着実に推進し、複雑・多様化する環境問題に対応するためには、各主体が各々で取り組むだけでなく、地域社会の一員として相互の役割・関係性を理解するとともに、自ら「学び、行い、つなぐ」ことが必要であり、行政が率先して各主体の自主的な行動を促進するとともに、各主体が公平な役割分担のもと、様々な取組みに参画できるよう促していくことで、地域から環境を良くしていこうとする力：「地域環境力」を向上させていきます。



[ 参考：各主体の関係性（例） ]



## (2) 庁内推進体制等

環境分野は、都市計画、産業、観光、健康、教育等の様々な分野に関わっており、庁内の他分野の部局と連携し、各行政分野との整合・調和を図ることにより、有機的に施策を推進していきます。

## 第2節 進行管理

### 第1項 進行管理の実施方針

本計画は、PDCA サイクル（事業の「計画」(Plan)、「実施」(Do)、「評価」(Check)、「改善」(Action)の循環)による進行管理を基本とします。

「計画」(Plan)で定めた方向性に従って、個別の施策・事業を「実施」(Do)し、環境の状況や施策・事業の取組み状況、指標の達成状況などを毎年「評価」(Check)し、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置された「福岡市環境審議会」による第三者評価の結果を踏まえながら、必要に応じて今後の取組みや目標について、適切な「改善」(Action)を行いながら、本計画を着実に推進していきます。

なお、施策の実施状況や本市の環境の現状等は、年次報告書やホームページなどで公表します。

### 第2項 成果指標等

環境施策の大綱である本計画では、5つの基本施策ごとに、包括的な成果指標を定め、目標値を設定します。

なお、各部門別計画にて、本計画の方向性に沿ったより具体的な指標を設定し、本計画及び部門別計画をあわせて進捗管理を行っていきます。

さらに、成果指標を補完する指標として、施策の推進が市民生活にどのような影響を与えているかを測る参考指標（市民意識）を設定し、肯定的意見（「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」）及び肯定的意見のうち、「そう思う」の数値の変化にも着目しながら回答傾向を分析し、環境政策を総合的・計画的に推進します。

環境を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、この変化に適応した計画であり続けるため、計画期間中の社会情勢の変化や国内外の動向等を踏まえ、5年を目途に改訂の必要性について判断します。